

株 式 取 扱 規 則

東洋テック株式会社

第1章 総 則

第1条（目 的）

当会社の株式に関する取扱いについては、定款の規定に基づきこの規則によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

第2条（株主名簿管理人）

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主の権利の行使方法等

第3条（少数株主権等の行使方法）

法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章に規定する場合を除き、所定の請求書に署名又は記名押印のうえ、事前に当会社に提出するものとする。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第4条（書面交付請求及び異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を口座管理機関及び機構を通じてする場合は、口座管理機関及び機構が定めるところによるものとする。

第5条（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は、次の各号のとおりとする。

- (1) 提案の理由 各議案につき400字
- (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者につき400字

第6条（10を超える数に相当することとなる数の議案の取扱い）

株主が10を超える数の議案の要領について会社法第305条第1項に定める通知を請求する場

合、当会社は、同条第4項前段の10を超える数に相当することとなる数の議案の要領については、これを通知しないものとする。

② 前項の10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号の定めに従い定めるものとする。ただし、前項の請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部又は一部について議案相互間の優先順位を定めている場合には、その定めに従いこれを定めるものとする。

(1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合
上から数えて定める

(2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合
右から数えて定める

(3) 株主の請求において議案が秩序だてて記載されていない場合その他前2号のいずれかに当たるとは認められない場合
代表取締役が定める

第7条（代理人による請求等）

この規則による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

② この規則による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第8条（証明書類又は保証人）

この規則により請求、通知又は届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第9条（常任代理人又は仮住所）

株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

③ 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

第10条（請求の方式）

単元未満株式の買取を請求する時は、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主

名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

第11条（1株当たりの買取価格）

前条による買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって1株当たりの買取価格とする。

- ② 買取請求日に、取引所において売買取引がないときは、その翌日の取引所における最初になされた売買取引の成立価格（以下「初値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

第12条（買取代金の支払）

単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

第13条（買取株式の移転）

買取請求に係る単元未満株式は、当会社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

- ② 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第5章 手数料

第14条（手数料等）

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする

- ② 前項の規定にかかわらず、当会社は、第3条に定める少数株主権等の行使に際しての郵送費等の費用については、株主等の負担とする。
③ 株主等が口座管理機関又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第6章 雑則

第15条（改定）

この規則の改定は、取締役会の決議による。ただし、軽微な改定は、管理本部長がこれを行う。

以 上

附 則

1. この規則は、1989 年 2 月 13 日より施行する。
2. 1989 年 8 月 1 日 改正
3. 1990 年 6 月 28 日 改正
4. 1990 年 12 月 21 日 改正
5. 1991 年 6 月 27 日 改正
6. 1999 年 10 月 1 日 改正
7. 2000 年 4 月 27 日 改正
8. 2001 年 10 月 1 日 改正
9. 2003 年 4 月 1 日 改正
10. 2004 年 5 月 20 日 改正
11. 2006 年 5 月 1 日 改正
12. 2009 年 1 月 5 日 改正
13. 2012 年 2 月 1 日 改正
14. 2013 年 6 月 21 日 改正
15. 2022 年 9 月 1 日 改正
16. 2025 年 4 月 24 日 改正

法定書類 閲覧・謄写等請求書

西暦 年 月 日

東洋テック株式会社 御中

私は、以下の書類の閲覧または謄写等を請求いたします。

請求者	(住所) 〒 - (電話) - -			
	(氏名)		印	
	※認印で可。但し免許証等の本人確認書類が無い場合は実印を押印のうえ発行から3か月以内の印鑑証明書添付			
資格 (○印で表示)	株主 ・ 債権者 ・ その他 (株主または債権者の代理人)			
参考事項	(ご所有株式数)		(債権の内容)	
	株		(債 権 額) 円	
対象書類				
請求内容 (○印で表示)	閲 覧	謄 写	謄本交付	抄本交付
請求目的 ・ 理由	(権利の確保または行使に関して用いる場合は、その具体的内容と理由)			
	(請求書類より知り得た事実を請求者以外の者に開示する予定がある場合、当該開示先の氏名または名称、当該開示先への開示の内容および開示の理由、当該開示先による利用方法等)			
閲覧謄写等 希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで ※土日祝祭日を除く平日9時から18時に限る			
誓約事項	私は、閲覧謄写にあたり、以下の事項を遵守し、その違反について一切の責任を負う旨を誓約します。			
	(1) 閲覧・謄写した書類の内容について、善良な管理者の注意義務をもって管理・保管し、上記の目的以外には利用しません。 (2) 閲覧・謄写した書類の内容について厳に秘密を保持し、貴社の同意なく、第三者に開示または漏洩しません。 (3) 個人情報保護法その他国内外の法令等を遵守します。 同意する場合は、右の□の中にチェック印（レ）をご記入ください。 同意頂けない場合は、閲覧・謄写請求に応じられない場合があります。			

- (ご注意)
1. ご請求の際、あらかじめ個別株主通知を行っていただき、個別株主通知の受付票および本人確認資料を提示ください。

2. 上記の請求は、正当な理由が無い場合など、認められない場合があります。

3. 閲覧謄写は、指定された場所において行い、指定場所以外には書類を持ち出さないでください。

4. 閲覧謄写は当社の営業時間内に終了してください。

5. 謄抄本の交付の際は、当社所定の費用をお支払いいただきます。 手数料（実費） 円

6. 代理人による請求の場合は、代理権を証明する書面および代理人の本人確認書類を添付してください。

法定書類閲覧謄写等取扱要領

第1条（目的）

当会社の会社法に定める法定備置書類の閲覧もしくは謄写または謄抄本の交付請求は、この要領の定めるところによる。

第2条（手続）

法定備置書類の閲覧もしくは謄写を行い、または謄抄本の交付を受けようとする者は、当会社所定の「法定書類 閲覧・謄写等請求書」（以下「請求書」という）に必要事項を記入して署名または記名押印のうえ、請求しなければならない。

2. 前項の請求を行う者が株主であるときは、請求書に個別株主通知の受付票および株主本人であることを証明する書類を提示しなければならない。なお、当該請求は当会社に個別株主通知が到達した日から4週間以内になされたものでない場合には、当会社は当該請求を拒否することができる。
3. 第1項の請求を行う者が債権者であるときは、請求書に債権者であることを証明する書類および債権者本人であることを証明する書類を提示しなければならない。

第3条（手数料等）

謄抄本の交付について、以下に掲げる手数料または実費および消費税を申し受けます。

- ① 謄本・抄本 1枚 10円
- ② 郵送料 実費
- ③ 消費税 請求ごとに計算し、円未満の端数は切り捨てるものとする。

第4条（閲覧等請求書類）

当会社の株主または債権者の閲覧等請求権者は、会社法に定める期間内に限り、営業時間内はいつでも、所定の手続を経て以下に掲げる書類（債権者については③の書類を除く）の閲覧または謄写の請求をすることができる。ただし、当該請求の目的が会社法に定める拒否事由に該当する場合その他閲覧等請求書の濫用等に該当する場合は、当会社は当該請求に応じることを拒否することができる。

- ① 株主総会議事録
 - ② 株主名簿
 - ③ 株主総会委任状または議決権行使書面、電磁的方法による議決権行使データ
2. 当会社の株主または債権者は、裁判所の許可を得て、以下に掲げる議事録の閲覧または謄写を請求することができる。
 - ① 取締役会議事録
 - ② 監査役会議事録

第5条（計算書類等の閲覧等）

当会社の株主または債権者は、会社法の定めに従い、営業時間内はいつでも、以下に掲げる書類の閲覧を請求し、または第3条に定める手数料を支払って謄抄本の交付を請求することができる。なお、株主から以下に掲げる書類について閲覧または謄抄本の交付請求があった場合には、第2条第2項の定めにかかわらず、個別株主通知の受付票の添付を要しないこととすることができる。

- ① 事業報告
- ② 同附属明細書
- ③ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
- ④ 同附属明細書
- ⑤ 監査報告書（会計監査人・監査役会・監査役）
- ⑥ 定款
- ⑦ 株式取扱規則

第6条（本要領規定以外の事項）

この要領に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

東洋テック株式会社